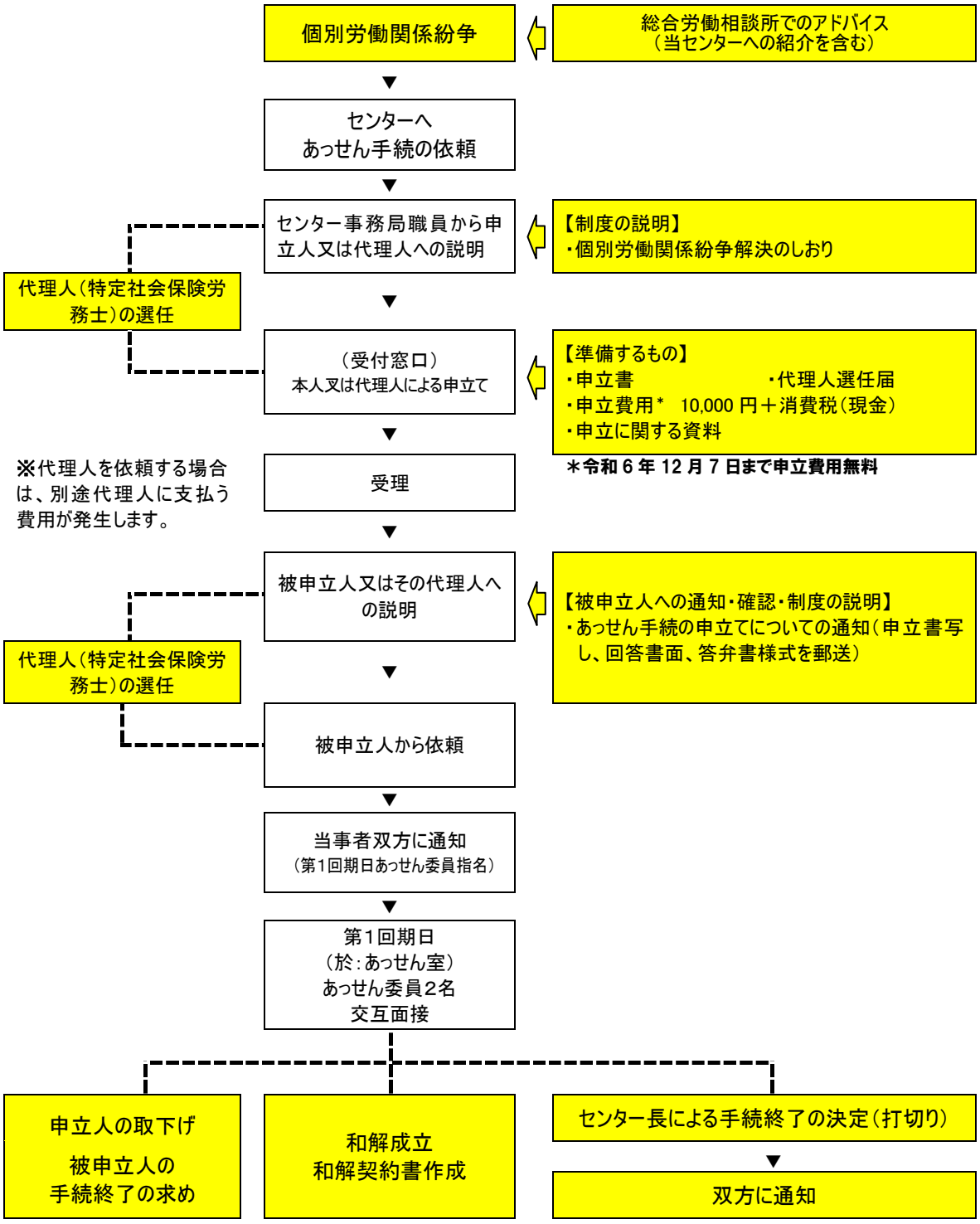
個別労働関係紛争
総合労働相談所でのアドバイス
（当センターへの紹介を含む）
センターへ
あっせん手続の依頼
センター事務局職員から申立人又は代理人への説明
【制度の説明】
・個別労働関係紛争解決のしおり
代理人（特定社会保険労務士）の選任
（受付窓口）
本人又は代理人による申立て
【準備するもの】
・申立書
・代理人選任届
・申立費用＊　10,000 円＋消費税（現金）
・申立に関する資料
＊令和６年 12 月７日まで申立費用無料
※代理人を依頼する場合は、別途代理人に支払う費用が発生します。
受理
被申立人又はその代理人への説明
【被申立人への通知・確認・制度の説明】
・あっせん手続の申立てについての通知（申立書写し、回答書面、答弁書様式を郵送）
代理人（特定社会保険労務士）の選任
被申立人から依頼
当事者双方に通知
（第1回期日あっせん委員指名）
第１回期日
（於：あっせん室）
あっせん委員２名
交互面接
申立人の取下げ
被申立人の
手続終了の求め
和解成立
和解契約書作成
センター長による手続終了の決定（打切り）
双方に通知